

Hachioji MAIL NEWS



輸送サービス労組八王子地本



2024.12.21

No.080



2024年12月13日提出

八地申
第11号

立川統括センター（運輸）において発生している 「労使間の取り扱いに関する協約」を逸脱した 職場活動の規制の是正を求める申し入れ

本部・本社間での議論を知ってか知らでか

便宜供与に難癖？

本部・本社間で開催された2023年度申第39号交渉（2024年5月17日申し入れ／同年9月9日以降複数回にわたり団体交渉を開催）では、会社施設である会議室の一時使用について協約を逸脱した取り扱いがあり、本社は「本当にそうであれば是としない。理由を調べ、誤りは指導する」「管理職でしか貸せないと誤って認識している現場があった」「管理できる体制があれば貸し出す」「労働組合の活動に介入して貸さないということではない」と回答しました。

しかし、八王子支社管内では現在も会議室の一時使用について「労使間の取り扱いに関する協定」に定められた項目が職場のローカルルールともとれる規制により反故にされており、特に立川統括センター（運輸）においては、その状況が顕著となっています。これは、「労使相互の権利を尊重し、誠実に義務を履行する」こととした“労働協約の遵守義務”に反していることから直ちに是正すべき状況です。

「労使間の取り扱いに関する協約」の総則には“会社は、組合員の正当な組合活動の自由を認め、これにより不利益な扱いをしない”とあるように、認められた権利を主張すべく、下記の通り八王子支社に申し入れました。

申し入れ項目

1. 立川統括センター（運輸）での「労使間の取り扱いに関する協約」を逸脱した会議室の一時使用時の取り扱いを是正すること。

当たり前の労働運動を阻害する対応が今なお行われている現状を会社は認識し、協約を履行せよ！

※本部・本社間の当該交渉の情報はこちら→

